

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	津市 軽自動車税賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津市は、軽自動車税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

津市長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	軽自動車税賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法等の法律に基づく、以下の軽自動車税賦課に関する事務は、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 【申告書受付事務】 ・二輪の小型自動車については、運輸支局・自動車検査登録事務所で申告を受け付けた情報を入手する。 ・軽二輪、軽三輪、軽四輪、雪上走行用、被牽引車両については、軽自動車検査協会（全国軽自動車協会連合会）で申告を受け付けた情報を入手する。 ・原付、小型特殊については、津市で申告を受け付ける。 ・減免の申請を受け付ける。 【当初賦課事務】 ・賦課期日時点で課税対象となる車両を特定し、当初賦課税額決定を行う。 ・該当車両の納税義務者に対して納税通知書を作成し、送付する。 【賦課更正事務】 ・当初賦課以降に賦課期日以前の軽自動車税申告を受領した場合や減免の申請があった場合は、賦課した税額を変更する。納税通知書または税額変更通知書を作成し、納税義務者へ送付する。 【調査通知事務】 ・死亡または転出した納税義務者に対して、各種手続きを促す通知書を作成する。 ・転入者が転入前自治体のナンバープレートを保持していた場合、転入前自治体に向けて車両が異動した旨の通知書を作成する。 【窓口事務】 ・住民の各種申請に基づき、異動処理および各種証明書発行を実施する。 ＜中間サーバにおける事務の内容＞ ・情報提供ネットワークシステム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）（以下「番号連携サーバ」という。）とデータ受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会等の業務を行う。
③システムの名称	宛名・口座システム、軽自動車税システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 宛名・口座特定個人情報ファイル
(2) 軽自動車税特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び当該主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（24の項） （番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠） 番号法施行令第20条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	政策財務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 電話 059-229-3276
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	津市 政策財務部市民税課 諸税担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 電話 059-229-3129
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。 (例)住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月1日	I－5－② 所属長	市民税課長 樋口 智子	市民税課長 丸山 美由紀	事後	
平成28年6月1日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年6月1日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	I－3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
平成29年6月1日	I－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2	事後	
平成29年6月1日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	I－5－② 所属長	市民税課長 丸山 美由紀	市民税課長	事後	
令和1年5月31日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策	なし	リスク対策を追加	事後	新様式による対応
令和2年5月29日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年2月26日	I－1－③ システムの名称	宛名・口座システム、軽自動車税システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中	宛名・口座システム、軽自動車税システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中	事前	
令和4年4月1日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	I－4－② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2	事後	
令和6年5月24日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月24日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月24日	I－1－③ システムの名称	宛名・口座システム、軽自動車税システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中	宛名・口座システム、軽自動車税システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中	事後	
令和7年6月23日	I－3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 行政手続における特定の個人を識別するため	番号法第9条第1項及び別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める	事後	
令和7年6月23日	I－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び当該主務省令第2条の表	事後	
令和7年6月23日	I－9 規則第9条第2項の適用	なし	「規則第9条第2項の適用」及び「適用した理由」欄の追加	事後	
令和7年6月23日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月23日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月23日	IV－8 人手を介在させる作業	なし	「人手を介在させる作業」事項、「人為的ミスが発生するリスクへの対応は十分か」欄及び「判	事後	
令和7年6月23日	IV－9（監査）	IV－8（監査）	IV－9（監査）	事後	
令和7年6月23日	IV－10（従事者に対する教育・啓発）	IV－9（従事者に対する教育・啓発）	IV－10（従事者に対する教育・啓発）	事後	
令和7年6月23日	IV－11 最も優先順位が高いと考えられる対策	なし	「最も優先度が高いと考えられる対策」事項、「最も優先度が高いと考えられる対策」欄、「当	事後	
令和8年9月4日	II－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年9月4日	II－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	